

## 栄養講話を実施します

毎月、リフレッシュ体操教室の中で、栄養や 口腔など幅広い講話を実施しています。今月は、 栄養講話を実施する予定です。お気軽にご参加 ください。

日程 6月29日(木)

時間 午後1時30分~3時

会場 やまぶき公民館

対象 65歳以上の方・リフレッシュ体操教室の 参加者の方

内容 栄養について (カルシウムや骨について 講話を行う予定です。)

講師 管理栄養士 小田島京子氏

間越牛町地域包括支援センター

**2**92-5505

# オレンジカフェ松風 イベントのお知らせ

2025年には高齢者の5人に1人が認知症を 発症すると予測されています。認知症は誰でも 発症する可能性があり他人事ではありません。

認知症の方ご家族の方や認知症に関心のある 方、地域の方など皆さんで気楽に認知症につい て語り合いませんか?

6月は俳句やちぎり絵の展示と体験も行います。 日 時 6月18日(日)午後1時30分~3時 場 所 デイサービス松風 越生町津久根 209-2

参加費 無料

申込み 不要

- ※途中参加、途中退室は可能です。
- ※駐車場には限りがあります。

固地域包括支援センター

**2**92-5505

## リフレッシュ体操教室のお知らせ

運動サポーターによる体操教室を下記のとおり実施しています。

会場	対象地区	曜日	時間
館男公きぶまか	越生東1・越生東2・如意・しらさぎ・如意東・鹿下・大谷・古池・黒岩・河原町・新宿・上町・仲町・本町・上台・西和田	第1~4木曜日	午後1時30分~ 午後2時30分
地域交流センター	上野1・上野2・唐沢・上野東	第1・2木曜日	午後1時30分~ 午後2時30分
梅園コミュニティ館	津久根・小杉・麦原・上谷・成瀬・ 堂山・龍ケ谷・大満・黒山	第1・3水曜日	午前 10 時~ 午前 11 時

内 容 演歌を利用した体操(エンカサイズ)、ストレッチやレクリエーションなど

費 用 無料

広

持ち物 飲み物・体育館シューズ・タオルなど

申込み不要です。直接会場へお集まりください。

・問越生町地域包括支援センター ■292-5505

# 補聴器で健康寿命を延ばそう 補聴器のプロ 認定技能者 在勤



坂戸市日の出町 9-20 ☎281-0107

検索 イチカワ 補聴器

## 町営有料駐車場の利用について

越生町では、町内に5か所(61台分)の有料駐車場を開設しております。

駐車場は、町民の方をはじめ、町外にお住まいの方でもご利用できますので、通勤や通学時の駐車 場としてもご利用になれます。

※令和5年4月1日現在

名 称	駐車 台数	空き 台数	月額利用料 (円)	場所	位 置
越生駅西口駐車場	16	3	4,000円	越生町大字越生 421-4	越生駅徒歩 2 分
法恩寺北側駐車場	18	11	3,500円	越生町大字越生 706-1	越生駅徒歩 5 分
新宿駐車場	5	3	3,500 円	越生町大字越生 994-1	越生駅徒歩7分
寺井駐車場	12	3	3,000円	越生町大字越生 601-2	上台団地南
本町駐車場	10	3	4,500 円	越生町大字越生 798-1	越生駅徒歩3分
合 計	61	23	_	_	_

集 利用を希望する駐車場が空いている場合は、随時お申し込みいただけます。

先着順となりますので、ご希望に添えない場合もあります。

利用者 利用者に制限はありません。

町外にお住いの方、法人の方もご利用できます。

駐車区画 普通自動車区画

場所により、小型トラックが可能な区画もあります。

固企画財政課 管財担当

□内線226

## 私有地の適正な管理について

## 土地をお持ちのみなさんへ

- ○雑草は、5月に入ると急速に生長が始まり、梅雨の時期に栄養を蓄え、夏にむけて大きく生長し、 10月頃まで繁茂し続けます。このため年1回の除草では不十分です。雑草の種類や生長に応じて、 年2回以上の除草が必要です。
- ○ご自身で除草ができない場合は、専門の業者などにお願いしてください。
- ○土地が管理されておらず、草が繁茂していると、ごみなどが捨てられてしまいます。捨てられたご みをそのまま放置すると、次々にごみが捨てられてしまいます。

捨てられたごみは、その土地の所有者が管理責任として処理しなければなりません。

空き地の定期的なパトロール、不法投棄防止柵の設置など適正な管理を心がけてください。

### 道路上から張り出している樹木等の管理について

○私有地から道路上に樹木や草が張り出していると、歩行者の通行に支障をきたすほか、見通しが悪 くなり、交通事故の原因にもなります。

私有地から、張り出している樹木等は土地所有者のものです。張り出している枝などで事故や怪我 をされた場合は、その土地所有者に損害責任が発生する場合があります。(民法第717条・道路法 第43条)安全かつ安心して道路を利用できるよう、枝打ちや伐採など適正な管理をお願いいたします。

・問まちづくり整備課 環境管理担当 ■内線 157